平成２４年（フ）第７８号
栃木県下野市小金井2883番地
債務者　株式会社カーコーナー三峯
代表者代表清算人　板垣　正美
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿村　庸平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月12日午後３時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第３２５号
鹿児島県鹿児島市上竜尾町32番10号
債務者　有限会社オモト印刷
代表者代表取締役　尾本　治人
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂元　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午前11時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８２５号
堺市西区鳳北町７丁20番地
債務者　株式会社フリーダム
代表者代表取締役　溝上　宜彦
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午後２時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８７７号
京都府八幡市下奈良宮ノ道19番地の１
債務者　株式会社フュージョンワールド
代表者代表取締役　三中西　剛
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　充里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月６日午後２時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
金沢市打木町東326番地
債務者　有限会社三岳電装製作所
代表者代表取締役　山岸　尚紀
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中出　健作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午前11時30分
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３０２号
金沢市片町１丁目12番23号
債務者　ＳＴＩカレッジ株式会社
代表者代表取締役　森　進之介
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩淵　正明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午前11時45分
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１０２５号
さいたま市緑区大字三室1403番地
債務者　大藤電設株式会社
代表者代表取締役　斉藤　卓充
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福地　輝久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午前10時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
石川県白山市相木町610番地３、登記簿上の本店所在地石川県白山市あさひ荘苑４丁目８番地、従前の本店所在地石川県石川郡野々市町御経塚３丁目224番地
債務者　株式会社ＮＩＣＯ
代表者代表取締役　桶田　充啓
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　久徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午前11時
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１８３号
愛知県豊橋市一色町字一色上62番地
債務者　有限会社ライフワーク
代表者取締役　田中ゑみ子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午前10時35分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１１９号
山口県下関市王司上町１丁目２番20号
債務者　株式会社アノードエンジニアリング
代表者代表取締役　竹本　義美
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花岡　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月21日午後１時30分
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２５８号
愛知県一宮市木曽川町黒田三ノ通り32番地１
国井病院、住民票上の住所岐阜県岐阜市茜部大野２丁目213番地　セピアコート102号室
債務者　榊　友広
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　紀裕
4　破産債権の届出期間　平成24年９月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２２４号
神奈川県厚木市田村町２番24―401号
債務者　加糠　努
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝原　吉記
4　破産債権の届出期間　平成24年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７７号
山形県米沢市大字三沢26110番地の59
債務者　佐藤　友子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　敬一
4　破産債権の届出期間　平成24年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第４３７号
青森市小柳５丁目16番６号、申立時の住所青森市港町３丁目３番12号
債務者　鳴海　一
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　高志
4　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３８号
青森市小柳５丁目16番６号、申立時の住所青森市港町３丁目３番12号
債務者　鳴海　ミカ
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　高志
4　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月15日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
青森市大字合子沢字松森32番地
債務者　山上　礼子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井戸川亮一
4　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係